

## 令和4年度国立研究開発法人建築研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人建築研究所（以下、「建築研究所」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和4年度国立研究開発法人建築研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

## 1. 調達の現状と要因の分析

## (1) 令和3年度の契約状況

建築研究所における令和3年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は136件、契約金額は13.2億円である。また、競争性のある契約は117件（86.0%）、12.6億円（95.3%）、競争性のない契約は19件（14.0%）、0.6億円（4.7%）となっている。

令和2年度と比較して、契約件数に占める競争性のない契約の割合は、件数・金額ともに減少しているが、これは、件数については競争性のある契約の件数が増加したことによるものであり、金額については契約1件当たりの金額が減少したことが要因である。

（件数割合で3.7%減少、金額割合で8.2%減少）

表1 令和3年度の建築研究所の調達全体像

(単位：件、億円)

	令和2年度		令和3年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(73.4%) 83	(79.6%) 10.9	(75.7%) 103	(87.0%) 11.5	(24.1%) 20	(5.4%) 0.6
企画競争・ 公募	8.9%) 10	(7.3%) 1.0	(10.3%) 14	(8.3%) 1.1	(40.0%) 4	(6.9%) 0.1
競争性のある 契約（小計）	(82.3%) 93	(86.9%) 11.9	(86.0%) 117	(95.3%) 12.6	(25.8%) 24	(5.5%) 0.7
競争性のない 随意契約	(17.7%) 20	(13.1%) 1.8	(14.0%) 19	(4.7%) 0.6	(△5.0%) △1	(△64.7%) △1.1
合計	(100%) 113	(100%) 13.7	(100%) 136	(100%) 13.2	(20.4%) 23	(△3.6%) △0.5

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の（）書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

(注3) 件数及び金額には、共同調達における他機関契約分を含む。

## (2) 令和3年度の一者応札・応募の状況

建築研究所における令和3年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は55件（47.0%）、契約金額は6.8億円（54.4%）である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約は件数・金額ともに割合が増加している。これは、コロナ禍でのテレワーク需要の増加等に伴う半導体不足やウッドショックの影響による資材不足により部品等の調達が困難なため応札を見送らざるを得なかった業者が増加したことが主な要因である。

表 2 令和 3 年度の建築研究所の一者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		令和 2 年度	令和 3 年度	比較増△減
2 者以上	件数	56 (60.2%)	62 (53.0%)	6 (10.7%)
	金額	7.1 (59.7%)	5.7 (45.6%)	△1.3 (△18.9%)
1 者以下	件数	37 (39.8%)	55 (47.0%)	18 (48.7%)
	金額	4.8 (40.3%)	6.8 (54.4%)	1.9 (41.0%)
合 計	件数	93 (100%)	117 (100%)	24 (25.8%)
	金額	11.9 (100%)	12.6 (100%)	0.7 (5.5%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の（ ）書きは、令和 3 年度の対令和 2 年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、引き続き少額随契を除く全ての分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 一者応札・応募の改善に向けた取組の実施

公正性・透明性の確保に留意しつつ、一者応札・応募を改善するため、引き続き、以下の取組を行うものとする。

#### ① 「一者応札改善サイクル」の取り組みの推進

・契約審査会における事前点検（発注段階における事前チェックシートによる確認等）  
[確認項目]

- ア 公告期間の十分な確保
- イ 応募要件の緩和・見直し
- ウ 履行体制を整える準備期間の十分な確保
- エ タイムリーな調達情報の提供
- オ 発注予定情報の公表
- カ 履行期間の十分な確保
- キ 発注予定情報及び調達情報メールの広報
- ク 参考見積の原則 2 者以上からの徴取 等

※ 競争参加資格要件のうち類似業務の実績が過度な設定となっていないか重点的に確認

- ・ 1 者応札・応募となった案件を対象とした事後点検による原因分析の実施
- ・ 契約審査会における事後点検内容に対する評価の実施及び発注者への改善方策の提示
- ・ 次回発注時における契約審査会評価結果の事前チェックシートへの反映

#### ② 発注予定情報の公表及び調達情報メールのタイムリーな配信

③参考見積による場合、原則2者以上から徴取することを周知・徹底

## (2) 他機関との共同調達の実施

経費節減・事務合理化の観点から、つくば5機関（国土技術政策総合研究所、国土地理院、気象研究所、国立研究開発法人土木研究所及び建築研究所）において実施している以下の共同調達については、昨年度までの実績を踏まえ、令和4年度においても引き続き実施する。

・コピー用紙、トイレトペーパー、事務用消耗品、OA用消耗品、物品運送、施設管理・運営業務（保全業務、警備業務、清掃業務）、植栽整備その他業務  
また、新たに共同調達により経費の節減等が見込まれる調達を模索する。

## (3) MPS（マネージド・プリント・サービス）等の実施

複写機及びプリンター等出力機器については、経費削減及び情報セキュリティの観点から導入したMPSについて、職員への経費削減へ向けた意識啓発を行うとともに、所内会議等でタブレットを活用しペーパーレス化を図るなど、運用経費の削減のための取組みを引き続き行う。

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底

### (1) 随意契約に関する内部統制の確立

随意契約を締結する必要がある案件については、以下の手順を経る内部統制の下、必要な手続きを引き続き行う。

- ①事前に所内に設置された契約審査会（総括責任者は理事長）に諮る
- ②会計規程における「随意契約によることができる事由」との適合性を確認
- ③より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から審査を行う

### (2) 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組の実施

#### ①コンプライアンス研修等の実施

- ・コンプライアンスの意識啓発及び向上を図るため、全役職員を対象としたコンプライアンス研修（発注者綱紀保持に関する研修を含む）を実施する。なお、対象者全員の受講に向け、webを併用した後日受講を可能とするとともに、未受講者へのフォローアップを行う。また、受講後のアンケートを実施し、更なる改善に努める。
- ・役職員等のコンプライアンスの意識向上のため、理事長メッセージの発出やコンプライアンス携帯カードの配布等を行う。
- ・新規採用職員等を対象とした講習会を開催し、適正な契約事務手続きについて周知徹底を図る。

#### ②研究費の適正使用に係る講習会等の実施

- ・新規採用職員等を対象とした講習会及び定例会議において、研究費の適正な使用に関して説明を行う。
- ・研究費の適正使用に係る意識啓発及び向上を図るため、研究者をはじめとする全役職員を対象にeラーニングを活用した講習を必修として実施する。実施にあたっては、未受講者を把握し受講を促すなど、対象者全員が確実に受講するための取組みを行う。また、受講後のアンケートを実施し、更なる改善に努める。

### (3) 適正な事務執行のための取組の実施

「会計・契約事務の分かりやすいマニュアル(Q&A)※」について、制度改正等があった場合はその内容を適時反映させるとともに、より使いやすいマニュアルとなるよう検討を行う。

また、所内における上記マニュアルの更なる浸透に向けた方策について検討を行う。

※ 令和3年度以前の調達等合理化計画における「調達に関する内部チェックマニュアル」に該当

## 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

## 5. 推進体制

### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事長を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 理事長

副総括責任者 理事

メンバー 研究総括監、総務部長、企画部長、総務課長、会計課長、  
企画調査課長、情報・技術課長

### (2) 契約監視委員会の活用

外部有識者及び監事によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

## 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、建築研究所のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。